

社会福祉法人育栄会役員報酬規程

(目的)

第1号 この規程は、社会福祉法人育栄会（以下「法人」という。）理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には、別に定める費用弁償の他に、報酬を支給しないものとする。

(規程の変更)

第3条 この規程の変更は、評議員会において、評議員の過半数の出席のもと、その過半数をもって決議する。

付 則

この規程は、平成29年10月3日より施行する。